

野焼きは原則禁止です！

廃棄物を野外で焼却する、通称「野焼き」が全国各地で問題となっています。

松江市においても、「近所でゴミや草・枝木等を燃やしていて臭いがする。」「洗濯物に煙の臭いがついてしまう。」など野焼きに対する苦情が多く寄せられています。

ゴミの焼却は、ダイオキシン類や有害物質の発生など生活環境に影響をおよぼす恐れがあります。

野焼きは、法律で禁止されていますので行わないでください。

(廃棄物処理法第 16 条の 2)

違反すると懲役 5 年以下または 1,000 万円以下の罰金に処せられることがあります。

禁止行為



○焼却禁止の例外

- | |
|---|
| ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 |
| ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 |
| ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（稲ワラ等） |
| ・焚き火その他（キャンプファイヤー等）日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（軽微な焼却とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。） |

※ 上記の例外で認められている焼却でも、生活環境に影響を及ぼし苦情等のある場合は、改善命令や行政指導の対象となります。また、ビニールやプラスチック類が混ざらないように気をつけてください。

※ 一時多量ごみの処分については、エコクリーン松江（鹿島町上講武 82-9625）で自己搬入の受付をしております。（手数料は、家庭ごみ：50kg以下500円、以降10kgごとに80円を加えた額／事業系一般ごみ（農業含む）：100kg以下2,030円、以降10kgごとに200円を加えた額）

☆ 野焼きが延焼し林地や草地の火災となる恐れがありますので、火災予防の観点からも、野焼きは控えましょう。